

1. 趣旨

町では、外国人観光客の受入環境を向上させるため、観光関連事業者が行う外国人観光客の受入環境整備に要する経費に対し、令和元年度予算の範囲内において補助金を交付する「大鰐町外国人観光客受入環境整備事業」を実施します。

2. 事業の概要

(1) 補助対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、町長が認めるものとします。ただし、平成30年度及び令和元年度において納付すべき町税等を滞納しているものを除きます。

- ①町内で観光に関する施設を営業している事業者
- ②町内でホテル、旅館等宿泊が可能な施設を営業している事業者
- ③町内で飲食業を営業している事業者
- ④町内でタクシー業等を営業している事業者
- ⑤その他町内に訪れる外国人観光客の受入体制整備基準の向上に取り組んでいる事業者

(2) 補助対象事業

補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであって、町長が認めるものとします。

- ①町内にある施設の案内表示、誘導表示その他の表示に係る多言語表記の整備
- ②町内の観光情報が記載されているパンフレット、ホームページ等情報発信に係る多言語表記の整備
- ③Wi-Fi 利用環境の整備
- ④その他外国人観光客の受入環境の向上に資する取組

(3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとします。

- ①消耗品費
- ②印刷製本費
- ③手数料
- ④筆耕手数料
- ⑤委託料
- ⑥工事請負費

- ⑦備品購入費
- ⑧その他町長が必要と認めるもの

3. 補助率及び補助限度額

補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は200,000円のいずれか少ない額以内の額とする。

4. 補助金の申請について

(1) 提出書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④仕様書、デザイン図等補助事業の内容がわかるもの
- ⑤上記に掲げる書類以外にも必要と認められるもの

※応募にあたっては、企画観光課（TEL 48-2111）へ事前連絡をお願いいたします。
交付条件や留意事項についてご説明いたします。

(2) 提出方法

正本1部を企画観光課まで提出してください。

(3) 受付期間

随時受付いたしますが、補助金の交付決定額が予算枠に達した時点で受付を締め切ります。

5. 補助金の交付決定について

(1) 書類審査

提出いただいた事業計画書等を基に、下記の項目を踏まえて書類審査いたします。
なお、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。

- ①事業内容の妥当性（当町の外国人観光客の受入環境整備水準の向上に資するか）
- ②実施計画の妥当性（事業の実施計画は適切か）
- ③事業経費の妥当性（経費の積算は適切か、費用対効果は高いか）
- ④事業を通じて、外国人観光客受入環境整備の取組を継続的に行う見込みがあるか

(2) 補助金交付決定の通知

書類審査で適正と認められた場合は、補助金交付決定通知書を交付します。

6. 補助事業の実施について

(1) 事業の着手

補助金の交付決定後に事業に着手してください。交付決定前に実施した事業の経費は、補助金の対象外となります。

なお、事業の完了は、補助対象経費の全ての支払いを終えた時点となります。

(2) 事業完了報告書の提出

事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は令和2年3月20日のいずれか早い日までに、事業完了報告書を提出していただきます。

その際には、領収証やレシートなど支払いを証明するものを添付していただきます。領収証等がない場合は、補助対象経費として認められません。

(3) 補助金額の確定

町は、事業完了報告書を確認し、適正と認めたときは、補助金交付額確定通知書を交付します。

補助金請求書の提出後、書類等の不備がなければ、30日以内にご指定の口座へ補助金を振り込みます。(精算払い)

7. 注意事項

(1) 補助金交付の制限

同一の補助事業者に係る補助金の交付は、年度内一回限りとします。

また、同一の補助事業について、他の補助制度等により補助を受けようとする補助事業者は、この募集要項に基づく補助金の交付申請をすることができません。

(2) 補助事業の取り消し

補助事業として採択された後でも、以下のような場合は補助事業の全部あるいは一部を取り消す場合がありますので、十分注意してください。

また、これらの事項については、補助金の額を確定し交付した後であっても、交付した補助金の全部あるいは一部を返還していただく場合があります。

①補助金の交付決定の内容に違反した場合

※「計画内容どおり事業を行っていない」などが該当します。

②補助金の交付決定の際に付した条件や法令・町長の指示に違反した場合

(3) 事業内容の変更

補助金の交付決定後、事業内容や経費配分などを変更する場合は、変更承認申請書(様式第5号)を提出していただき、町の承認を受ける必要があります。なお、軽微な変更については不要ですが、勝手に判断せず、変更が生じる場合は、早めに町へ相談するようにしてください。